

大宜味村公共施設等総合管理計画



平成 29 年 3 月

大 宜 味 村

— 目 次 —

第一章 大宜味村の概要

1 位置・地勢	2
2 沿革	3
3 人口動向	4
4 財政状況	6

第二章 施設の現状と将来見通し

1 対象施設とその分類	10
2 公共施設等の数量	12
3 建物系施設の建設の歴史	14
4 更新費用試算	15

第三章 公共施設等総合管理計画の目的等

1 公共施設等総合管理計画の目的	20
2 公共施設等総合管理計画の位置づけ	21
3 計画期間	22
4 計画の進行管理、マネジメント	22
5 推進体制	23

第四章 公共施設等の管理に関する基本方針

1 公共施設における現状と課題	25
2 全体目標	26
3 公共施設等の維持管理方針	28

第五章 施設類型ごとの基本方針

施設分類ごと	39
--------	----

第六章 今後の取組み

全体を通しての課題と取組みの方向性	69
-------------------	----

第一章

大宜味村の概要

1 位置・地勢

本村は沖縄本島北西部に位置し、西は東シナ海に面し、東は東村、北は国頭村、南は名護市にそれぞれ隣接している。

県都那覇市から北に約 87 km、北部圏の拠点都市である名護市からは約 22 km の距離にある。村域は東西 8 km、南北 13.3 km、総面積 63.55 km² で県内第 9 番目の広さとなっている。本村の総面積の約 76% は森林で、ほぼ中央に標高 300m 内外の山々が連なっている。

その山々を源として大保川（延長 12 km）をはじめ大小 17 の河川が東シナ海にそそいでいる。平地は極めて少ないものの、集落は海岸沿いの僅かな平地に立地し、海岸に接する形でそり立つ急傾斜地の奥には標高 150～200m の広い段丘面が発達しており、古来本地域に住む人々はここに開墾地を求めてきた。地形が複雑で平地に乏しい厳しい環境下で農林業は大きな制約を受けてきた。海岸はさんご礁が発達し砂浜を形成している。土壌は、古期石灰岩からなるネクマチチ岳周辺を除いて PH4 前後の強酸性土壌であり、農作物の種類を限定する要因となっている。



※「大宜味村第5次総合計画」より

2 沿革

明治41年4月1日の村制施行にて大宜味村が誕生しています。

西暦	和暦	内 容	西暦	和暦	内 容
10世紀頃		喜如嘉貝塚形成される	1987	昭和62	塩屋漁港改修工事完了
1673	延宝 1	羽地間切から2村、国頭間切から11村を分割統合して田港間切設置される			塩屋湾、第42回国民体育大会海邦国体漕艇競技会場となる
1682	天和 2	田港間切を大宜味間切と改称する	1996	平成 8	学校給食センター落成式(饒波)
1695	元禄 8	屋嘉比村国頭間切へ移され、久志間切の平良・川田村大宜味間切に編入される	1997	平成 9	旧大宜味村役場庁舎、県有形文化財に指定(建築物)
1719	享保 4	平良・川田村久志間切に移し替えられ、国頭間切より屋嘉比、見里、親田が大宜味間切に編入される			塩屋湾のウングミ、国重要無形民俗文化財に指定
1853	嘉永 6	ペリー艦隊所属ブマス号が塩屋湾一帯を調査する	1998	平成10	村制施行90周年記念式典。「ぶながや」の里宣言
1879	明治12	廃藩置県により琉球藩は沖縄県となる			老人ホームやんばるの家落成
1882	明治15	大宜味間切塩屋番所内に大宜味小学校を創設			村営火葬場落成
1888	明治21	喜如嘉尋常小学校を創設	1999	平成11	新塩屋大橋開通式
1890	明治23	津波簡易小学校を設置(1893年に廃止)	2000	平成12	人間国宝に「芭蕉布」の保持者平良敏子さん認定
1903	明治36	間切内村の統合及び名称変更実施(謝名城、田嘉里、大宜味、田港の誕生)	2001	平成13	大保ダム建設に係る条件覚書調印
1908	明治41	沖縄県及び島嶼町村制の施行(大宜味間切が村になり、各村が字に改称)	2002	平成14	大宜味小学校創立120周年記念式典
1920	大正 9	大国トンネル完成	2003	平成15	塩屋湾海外公有水面埋立事業の許可
1925	大正14	役場庁舎落成			塩屋湾海外公有水面埋立工事着工
1945	昭和20	沖縄戦終結	2004	平成16	塩屋小学校創立100周年記念式典
		国頭村・大宜味村に市政が布かれ辺土名市となる	2005	平成17	大宜味村特産品(シークワサー)加工施設完成
1946	昭和21	辺土名高等学校、字饒波に落成			大保本ダム定礎式
1960	昭和35	チリ津波により宮城橋流失する	2006	平成18	大保脇ダム盛立完了式
1962	昭和37	開拓地である江洲が行政区として独立、村内17ヶ字となる	2007	平成19	シークワサーの里宣言碑除幕式
1963	昭和38	塩屋橋開通、消防署落成			塩屋湾海外公有水面埋立竣工式 愛称「結の浜」と命名
1968	昭和43	村給食センター落成(大宜味校内)	2008	平成20	喜如嘉小学校創立120周年記念式典
1971	昭和46	村営火葬場落成			大宜味村制100周年記念式典・祝賀会
1972	昭和47	祖国復帰し新生沖縄県発足。役場新庁舎落成	2009	平成21	ぶながやの里宣言石碑建立
1974	昭和49	村立診療所落成	2010	平成22	2010美ら島沖縄総体ボート競技大会
		喜如嘉の芭蕉布、国重要無形文化財に指定			津波小学校創立100周年記念式典
1978	昭和53	村商工会設立	2011	平成23	大宜味村浄化センター通水記念式典
1981	昭和56	農村環境改善センター完成			大保ダム供用開始
1982	昭和57	村営住宅供用開始	2012	平成24	村立診療所(結の浜)へ移転
1983	昭和58	村営簡易水道給水開始	2013	平成25	旧大宜味村役場庁舎米寿祝
1986	昭和61	村立芭蕉布会館落成	2014	平成26	大宜味村企業支援貸貸工場落成式
			2015	平成27	結の浜公園オープン
			2016	平成28	辺土名高校創立70周年記念式典
					村内各小学校最後の大会
					村内各小学校閉校式典
					新生大宜味小学校開校
					大宜味中学校新築移転

※「大宜味村第5次総合計画」より

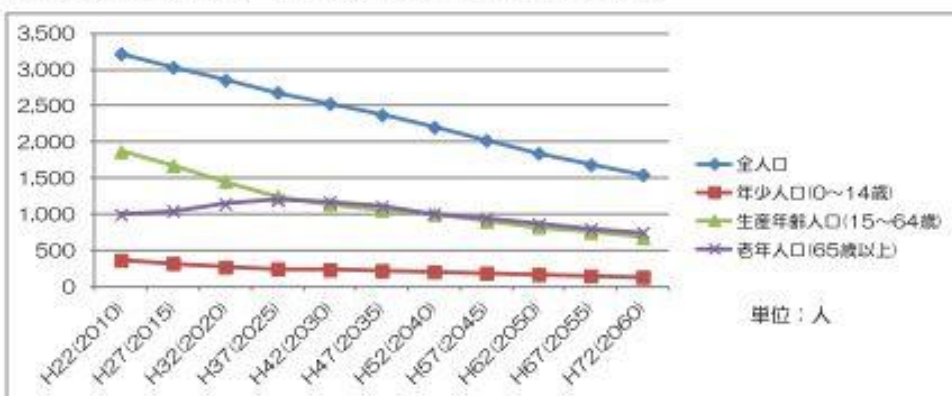
3 人口動向

(1) 人口の動向と将来予測

(1) 国が提供するデータによる将来人口の推計

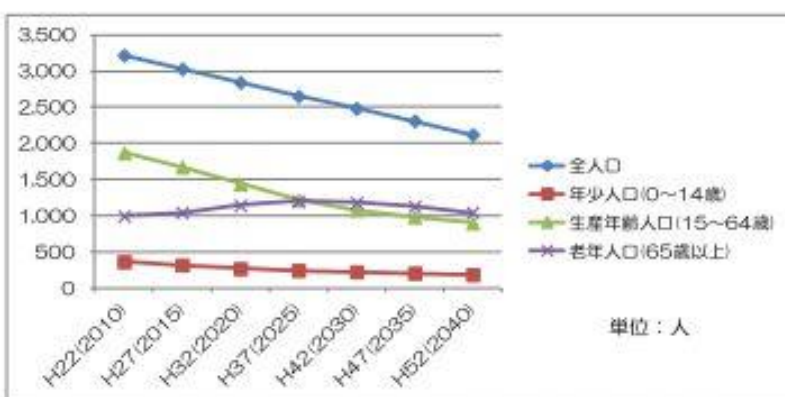
◇ パターン1 (社人研推計準拠)

主に平成 17 (2005) 年から平成 22 (2010) 年の人口の動向を勘案した将来人口推計で、全国の移動率が、今後一定程度縮小すると仮定したものです。



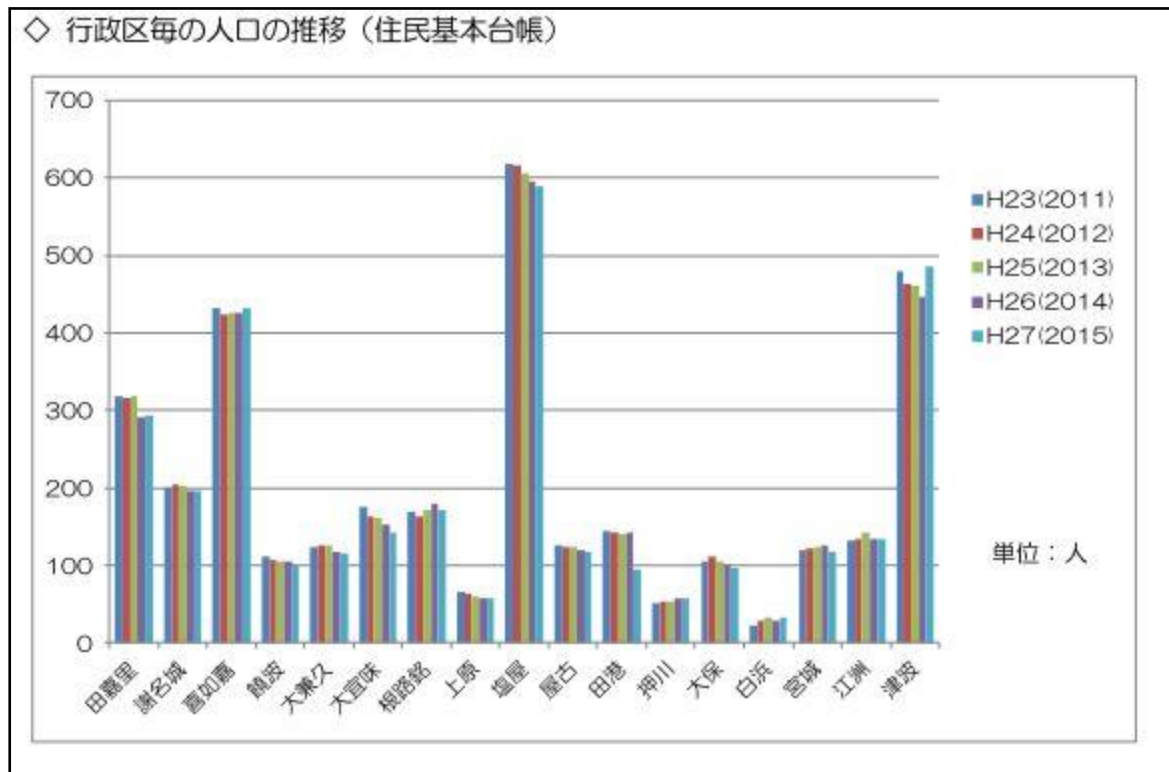
◇ パターン2 (民間機関(創成会議)推計準拠)

全国の総移動数が、平成 22 (2010) 年から平成 27 (2015) 年の推計値と概ね同水準で、それ以降も推移すると仮定した推計です。



※「大宜味村 まち・ひと・しごと創生総合戦略」P13より

(2) 地区別人口



※「大宜味村 まち・ひと・しごと創生総合戦略」P6 より

(3) 人口の将来展望

(2) 目指すべき将来の方向（目標人口の設定）

平成 72（2060）年の本村の人口を **3,500 人** 程度確保することを目指します。

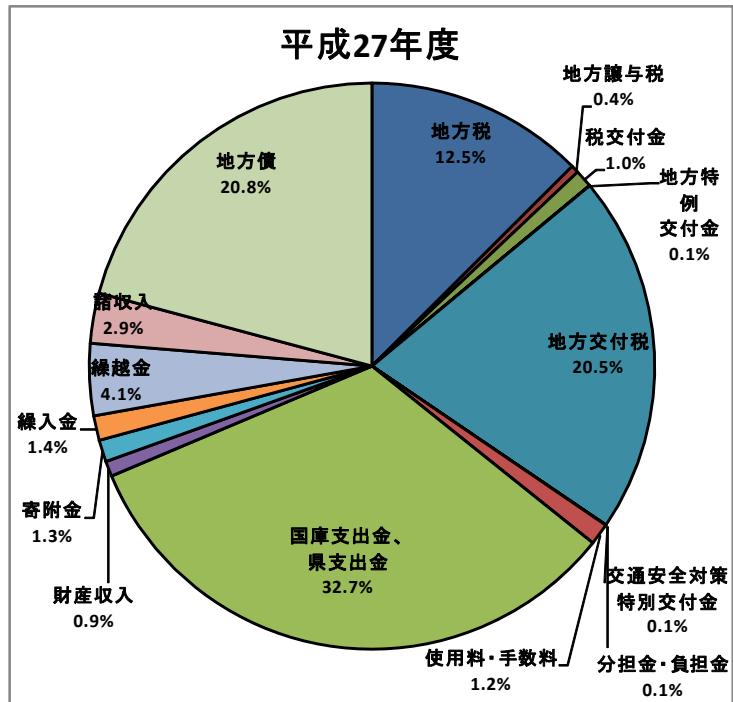
※「大宜味村 まち・ひと・しごと創生総合戦略」P27 より

4 財政状況

(1) 歳入歳出の状況

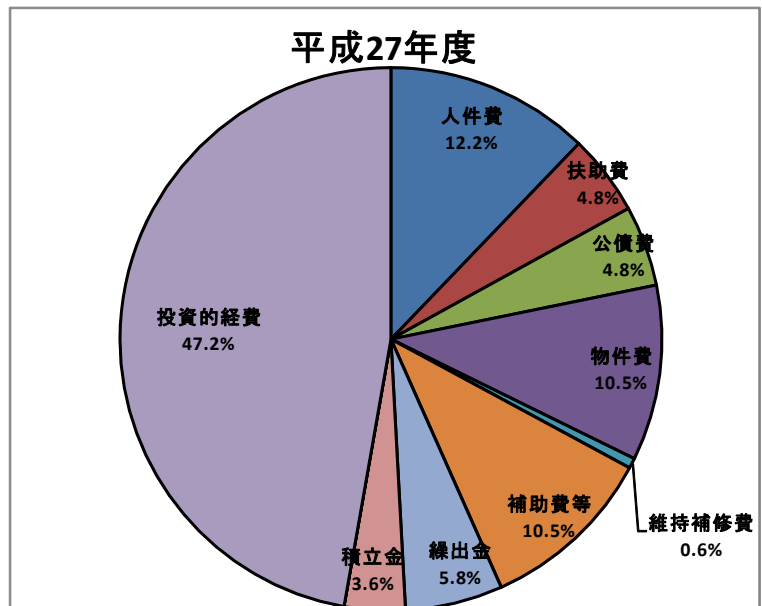
【歳入】歳入額は55億円となっており、地方交付税、国庫支出金・県支出金等の依存財源が全体の7割超を占めています。

歳入決算の内訳（単位：千円）	
区分	平成27年度
地方税	697,397
地方譲与税	24,712
税交付金	56,492
地方特例交付金	509
地方交付税	1,141,215
交通安全対策特別交付金	1,024
分担金・負担金	4
使用料・手数料	68,852
国庫支出金、県支出金	1,833,052
財産収入	48,663
寄附金	69,727
繰入金	78,446
繰越金	228,574
諸収入	159,732
地方債	1,160,621
歳入合計	5,569,020



【歳出】歳出額は約52億円となっており、そのうち投資的経費が最も多く約5割を占めています。次いで人件費、物件費、補助費等といった順となっています。

歳出決算の内訳（単位：千円）	
区分	平成27年度
人件費	628,301
扶助費	247,870
公債費	247,260
物件費	538,645
維持補修費	31,204
補助費等	539,652
繰出金	299,537
積立金	187,339
投資・出資金・貸付金	0
投資的経費	2,433,524
歳出合計	5,153,332

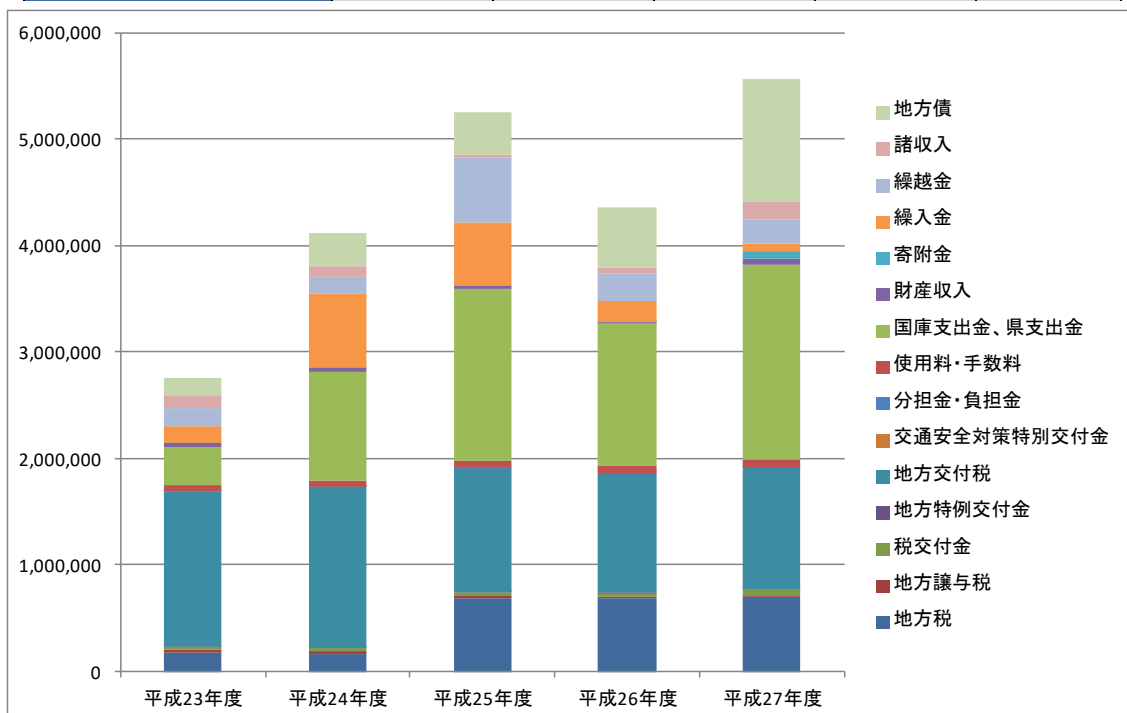


(2) 財政状況の傾向

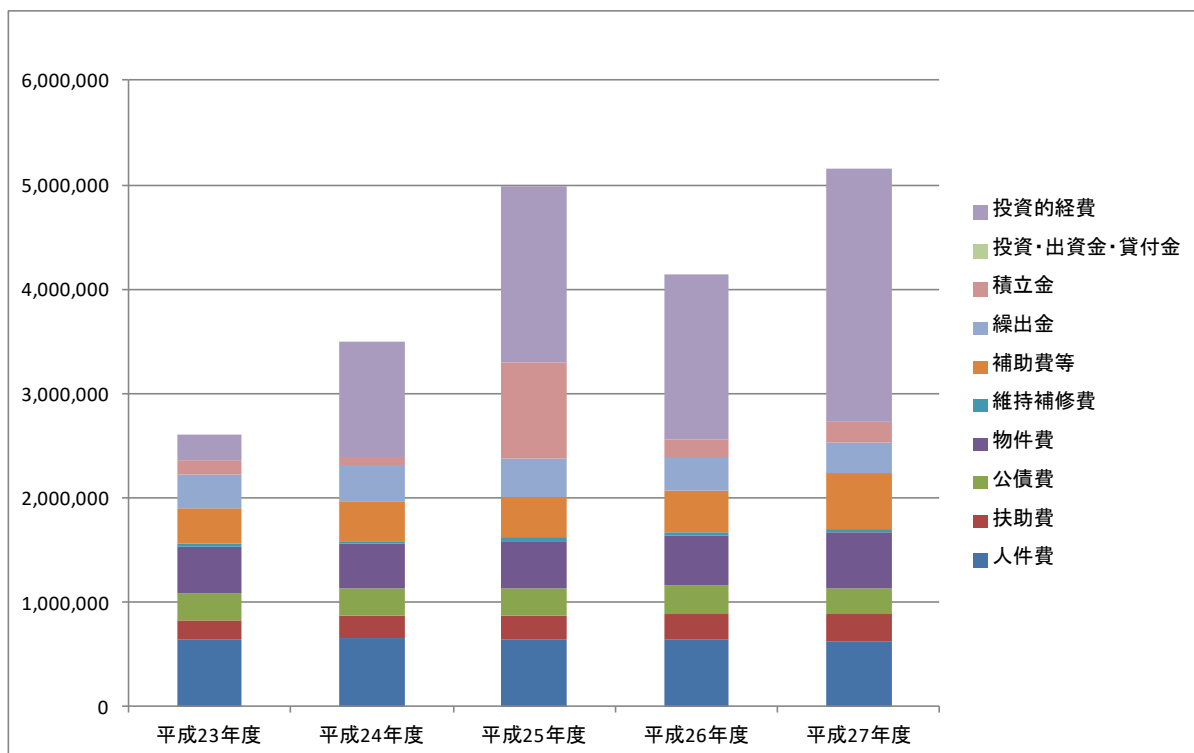
歳入・歳出総額の推移をみると、直近5か年では約30億～50億円を越える水準で推移しています。投資的経費の増加に伴い、歳入・歳出総額も増加している状況です。

投資的経費の直近5か年平均は、約14億円となりますが、平成25年度～平成27年度は平均額を越えており、結の浜周辺整備に伴う事業にて高い水準となっています。

歳入決算の内訳（単位：千円）					
区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
地方税	176,575	169,374	686,602	682,364	697,397
地方譲与税	26,855	26,148	25,574	23,619	24,712
税交付金	27,589	29,128	28,055	30,990	56,492
地方特例交付金	6,180	304	422	458	509
地方交付税	1,459,076	1,507,047	1,145,534	1,123,924	1,141,215
交通安全対策特別交付金	978	993	953	908	1,024
分担金・負担金	505	267	27,590	0	4
使用料・手数料	55,685	57,975	66,433	65,820	68,852
国庫支出金、県支出金	345,929	1,024,727	1,611,148	1,339,599	1,833,052
財産収入	42,427	37,401	34,861	12,495	48,663
寄附金	569	1,920	970	5,014	69,727
繰入金	155,272	693,509	585,390	191,470	78,446
繰越金	171,294	161,609	617,608	257,712	228,574
諸収入	111,858	96,946	19,947	50,854	159,732
地方債	177,453	303,004	395,989	579,461	1,160,621
歳入合計	2,758,245	4,110,352	5,247,076	4,364,688	5,569,020



歳出決算の内訳（単位：千円）					
区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人件費	640,287	652,247	639,665	633,585	628,301
扶助費	185,198	217,489	223,252	255,135	247,870
公債費	258,306	256,554	262,944	265,790	247,260
物件費	448,577	429,844	454,978	475,142	538,645
維持補修費	21,688	24,148	39,284	39,969	31,204
補助費等	337,812	376,904	382,844	400,020	539,652
繰出金	322,683	350,810	364,882	320,034	299,537
積立金	137,537	86,403	921,545	166,321	187,339
投資・出資金・貸付金	0	0	0	0	0
投資的経費	244,548	1,098,345	1,699,970	1,580,118	2,433,524
うち 普通建設事業費	195,281	942,252	1,569,108	1,379,465	2,229,437
歳出合計	2,596,636	3,492,744	4,989,364	4,136,114	5,153,332



第二章

施設の現状と将来見通し

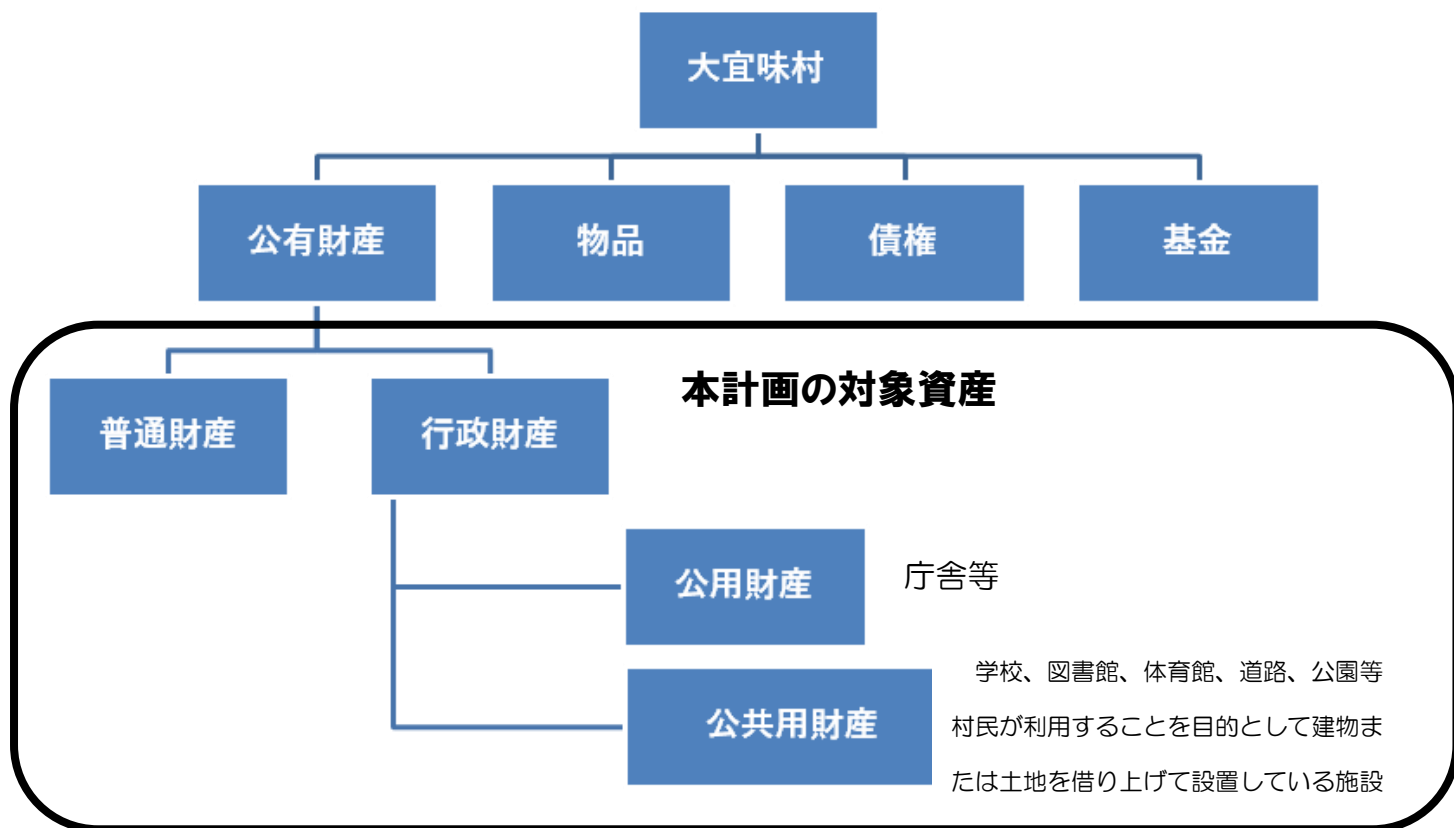
1 対象施設とその分類

(1) 対象施設

本村の所有する固定資産は、公有財産、物品、債券、基金に大別されます。本計画での対象は、公有財産とし、そのうち固定資産台帳に登載されている建物系施設（ハコモノ）とインフラ系施設（道路、橋りょう、上下水道等）の大きく2つとします。

本計画ではこの二つを公共施設等と定義し、対象資産としています。

ただし、将来見通しへ与える影響が少ない小規模物件等については、本計画の趣旨を考慮した上で、必要に応じて対象外としています。上記により、以下を対象施設とします。



本村では、建物系施設として以下を対象施設とします。

対象施設数 67 施設

対象総面積 約 51,744 m²

(2) 施設の分類

対象とした施設について、以下の区分に分類します。

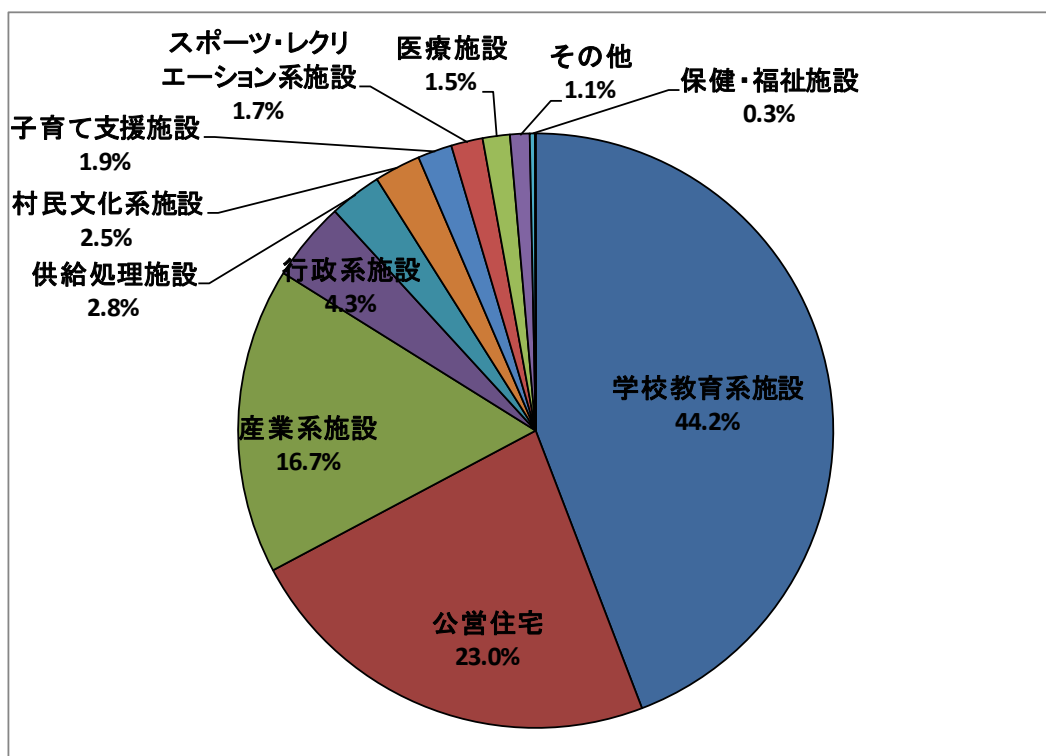
公共施設	大分類	中分類	主な施設
建物系施設	村民文化系施設	集会施設	ホール、コミュニティセンター、公民館 等
		文化施設	会館、文化センター 等
	社会教育系施設	図書館	中央図書館、地域図書館・図書館分室 等
		博物館等	博物館、郷土資料館、美術館、プラネタリウム、社会教育センター 等
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館、プール、武道館、サッカー場、テニスコート、野球場 等
		レクリエーション施設・観光施設	キャンプ場、少年自然の家、観光センター 等
		保養施設	保養施設 等
	産業系施設	産業系施設	労働会館・勤労会館、産業文化センター、産業振興センター 等
	学校教育系施設	学校	小学校、中学校、特別支援学校、高等学校 等
		その他教育施設	総合教育センター、給食センター 等
	子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	幼稚園、保育所、こども園 等
		幼児・児童施設	児童館・児童センター、子育て支援センター、放課後児童クラブ、児童会 等
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	老人福祉センター、デイサービスセンター、生きがい活動センター、地域包括支援センター、老人憩いの家 等
		障害福祉施設	障害者支援センター 等
		児童福祉施設	児童養護施設、母子生活支援施設 等
		保健施設	保健会館、保健所 等
		その他社会保険施設	福祉会館 等
	医療施設	医療施設	診療所 等
	行政系施設	庁舎等	庁舎、支所、市政センター 等
		消防施設	消防署、分署・分遣署・出張所 等
その他行政系施設		環境センター、清掃事務所、備蓄倉庫、防災センター 等	
公営住宅	公営住宅	公営住宅	
公園	公園	管理棟、倉庫、便所 等	
供給処理施設	供給処理施設	ごみ処理場・クリーンセンター、浄化センター、地域冷暖房施設 等	
その他	その他	駐車場、駐輪場、斎場、墓苑、公衆便所、卸売市場、職員住宅、寮 等	
インフラ系施設	道路	道路	町道
		橋りょう	橋りょう
	上水道施設	上水道施設	浄水処理場、配水場
	下水道施設	下水道施設	下水処理施設

2 公共施設等の数量

(1) 建物系施設の用途別の状況

本村における施設のうち、面積割合では学校教育系施設（小学校・中学校等）が最も多く、全体の4割程度を占めています。ただし、学校教育系施設に含まれる小学校・中学校については新設統合を行っており、旧小学校・中学校の跡地利用が進めば、割合は大きく変更となる見込みです、

大分類	施設数	総延床面積 (㎡)
学校教育系施設	7	22,862.00
公営住宅	12	11,918.70
産業系施設	4	8,628.87
行政系施設	4	2,234.05
供給処理施設	23	1,467.55
村民文化系施設	2	1,300.78
子育て支援施設	3	964.00
スポーツ・レクリエーション系施設	2	889.10
医療施設	2	764.32
その他	6	550.10
保健・福祉施設	1	152.37
公園	1	12.51



(2) インフラ系施設の状況

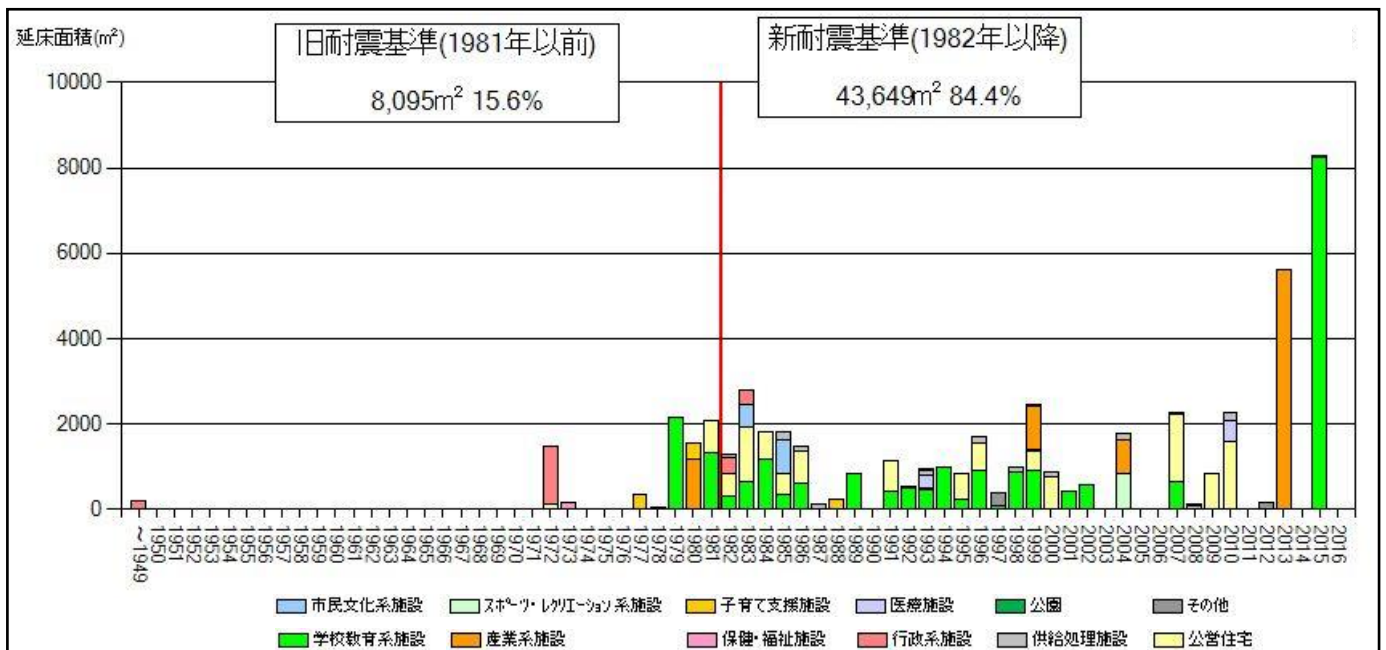
インフラ資産の保有状況については以下の通りです。

施設分類	総延長等	
道路・橋りょう	◇村道	総延長 約 78km
	◇橋りょう	47 橋 (総延長 約 1.17km)
上下水道施設	◇上水道管	総延長 約 116km
	◇上水道管 (工業用)	総延長 約 2km
	◇下水道管	総延長 約 3km

3 建物系施設の建設の歴史

(1) 築年別整備状況

旧耐震基準（1981年以前）の延床面積が8,095㎡となっており、全体の2割弱に近い面積において耐震改修等の検討が必要な施設があります。

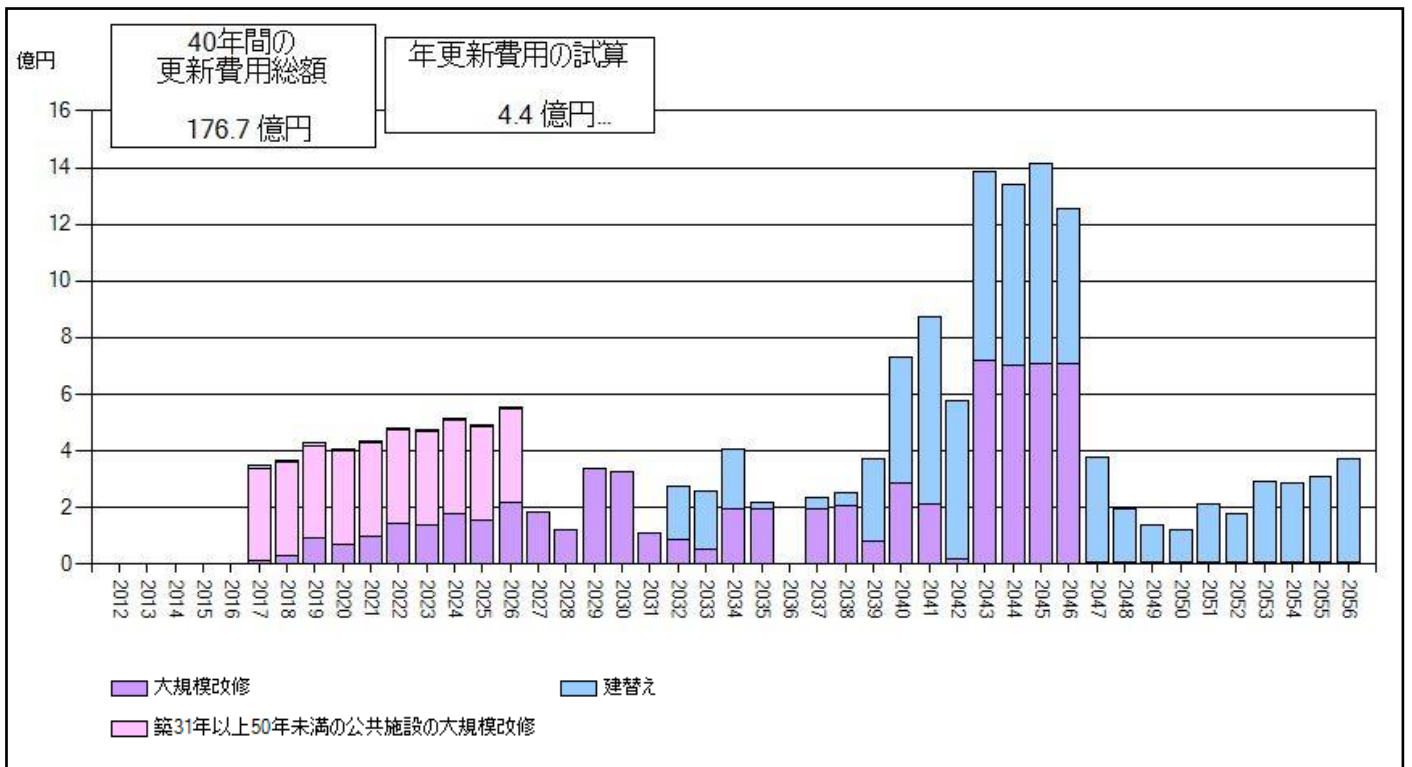


※総務省 公共施設等更新費用試算ソフト Ver.2.1 より算定

4 更新費用試算

(1) 建物系施設の更新費用試算結果

本村が所有する公共施設について、すべて大規模改修を実施し、現状規模のまま建て替えを行った場合、今後40年間で約177億円の投資的経費を要し、40年間で平均すると、毎年約4.4億円かかる試算となりました。これは、直近5か年の本村における投資的経費の約3割程度の水準となります。ただし、直近5か年平均は、結の浜周辺整備事業に伴う支出を含んでおり、高い水準となっています。

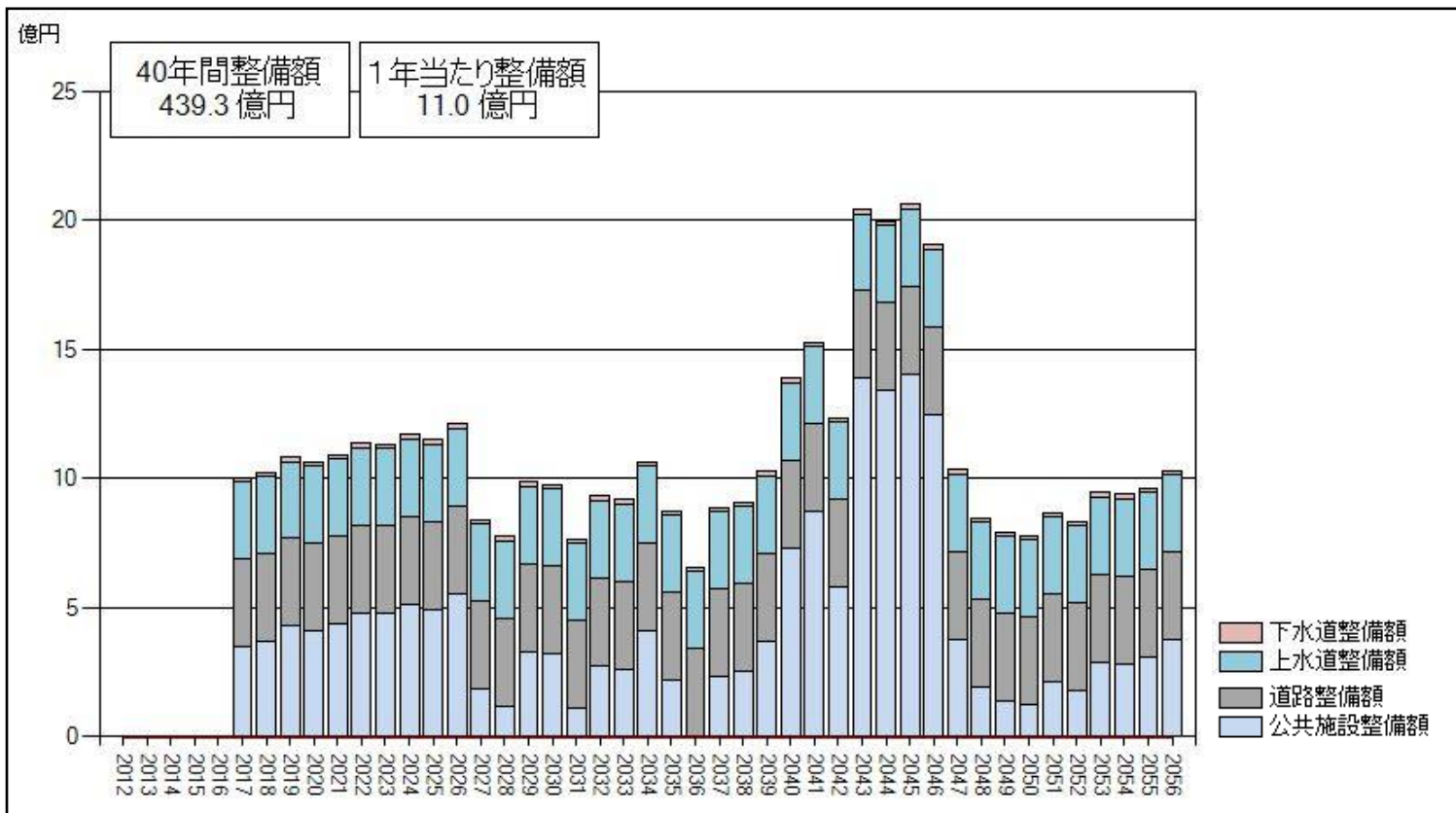


※総務省 公共施設等更新費用試算ソフト Ver.2.1 より算定

(2) インフラ系施設の更新費用試算結果

インフラ系施設の更新費用予測として、村道、上水道（簡易水道）、下水道について試算を行っています。本村が所有する上記インフラ系施設をすべて維持するため、定期的な更新を行った場合、今後40年間で、村道が約136億円、上水道が約120億円、下水道が約8億円、合計で約263億円の更新費用を要する試算となりました。40年間で平均すると、毎年村道が約3.4億円、上水道が約3億円、下水道が約0.2億円、合計で毎年約6.6億円かかる試算となりました。

公共建築物の試算結約177億円と合わせると、今後40年間で約440億円の更新費用を要する試算となり、40年間で平均すると毎年約11億円かかる試算となりました。これは、直近5か年の本村における投資的経費の約8割程度の水準となります。



※総務省 公共施設等更新費用試算ソフト Ver.2.1 より作成

(2) 更新費用の試算条件

「公共施設等更新費用試算ソフト Ver.2.1」を用い更新費用を試算しています。

更新シミュレーション条件は以下の通りです。

- 更新費用の推計額

事業費ベースでの計算とする。一般財源負担見込み額を把握することが困難であるため。

- 計算方法

延床面積×更新単価。耐用年数経過後に現在と同じ延床面積等で更新すると仮定して計算する。

- 耐用年数

標準的な耐用年数とされる 60 年を採用することとする。

(日本建築学会「建物の耐久計画に関する考え方」より)

- 大規模改修

建設後 30 年で行うものとする。

- 更新単価

すでに更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価を基に用途別に設定された単価を使用する。また、建替えに伴う解体、仮移転費用、設計料等については含むものとして想定している。

- 大規模改修単価

建替えの 6 割と想定し、この想定単価を設定する。

- 地域格差

地域差は考慮しないものとする。

- 経過年数が 31 年以上 50 年までのもの

今後 10 年間で均等に大規模改修を行うものとして計算する。

- 経過年数が 51 年以上のもの

建替え時期が近いので、大規模改修は行わずに建替えるものとして計算する。

- 耐用年数が超過しているもの

今後 5 年間で均等に更新するものとして計算する。

- 建築年月日不明のもの

不明分の更新費用を 60 年間に割り振って計算する。

総務省公共施設等更新費用試算ソフト 更新単価

施設用途	大規模改修単価		建替え単価	
	年数	単価	年数	単価
村民文化系施設	25	万円/m ²	40	万円/m ²
社会教育系施設	25	万円/m ²	40	万円/m ²
スポーツ・レクリエーション系施設	20	万円/m ²	36	万円/m ²
産業系施設	25	万円/m ²	40	万円/m ²
学校教育系施設	17	万円/m ²	33	万円/m ²
子育て支援施設	17	万円/m ²	33	万円/m ²
保健・福祉施設	20	万円/m ²	36	万円/m ²
医療施設	25	万円/m ²	40	万円/m ²
行政系施設	25	万円/m ²	40	万円/m ²
公営住宅	17	万円/m ²	28	万円/m ²
公園	17	万円/m ²	33	万円/m ²
供給処理施設	20	万円/m ²	36	万円/m ²
その他	20	万円/m ²	36	万円/m ²

施設用途	更新年数		更新単価	
	年数	単価	年数	単価
道路	15	年	4,700	円/m ²
橋りょう	60	年	425	千円/m ²
上水道	60	年	100~923	千円/m ²
下水道	50	年	61~295	千円/m ²

第三章

公共施設等総合管理計画の目的等

1 公共施設等総合管理計画の目的

現在、わが国においては、高度経済成長期から急激な人口増加と社会変化により、公共施設の整備が進められてきました。その当時から建築された公共施設の建築年数は、30年以上経過し、その多くが耐用年数を超過した状況となっています。そのため、このような公共施設は、今後大規模改修や、修繕、建て替えが必要となってきます。

一方、世界経済の低迷の影響を受け、我が国の経済成長もマイナスに転じており、先進国の中でも最悪の水準にあるといわれる公債残高も増加の一途をたどっております。財政状況はまさに危機的状況にあります。それに加え、少子高齢化に伴う社会保障費の増加、また、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少等によって、将来の財政状況はさらに厳しくなることが予測されております。

地方公共団体においても、少子・高齢社会の進展、高度情報化時代の到来など、社会経済情勢が急速に変化をしていく中で、高度化・多様化する住民ニーズに対応し、住民の皆様に満足していただける行政サービスを提供していくことが求められており、そのために、財政基盤の充実が喫緊の課題となっています。

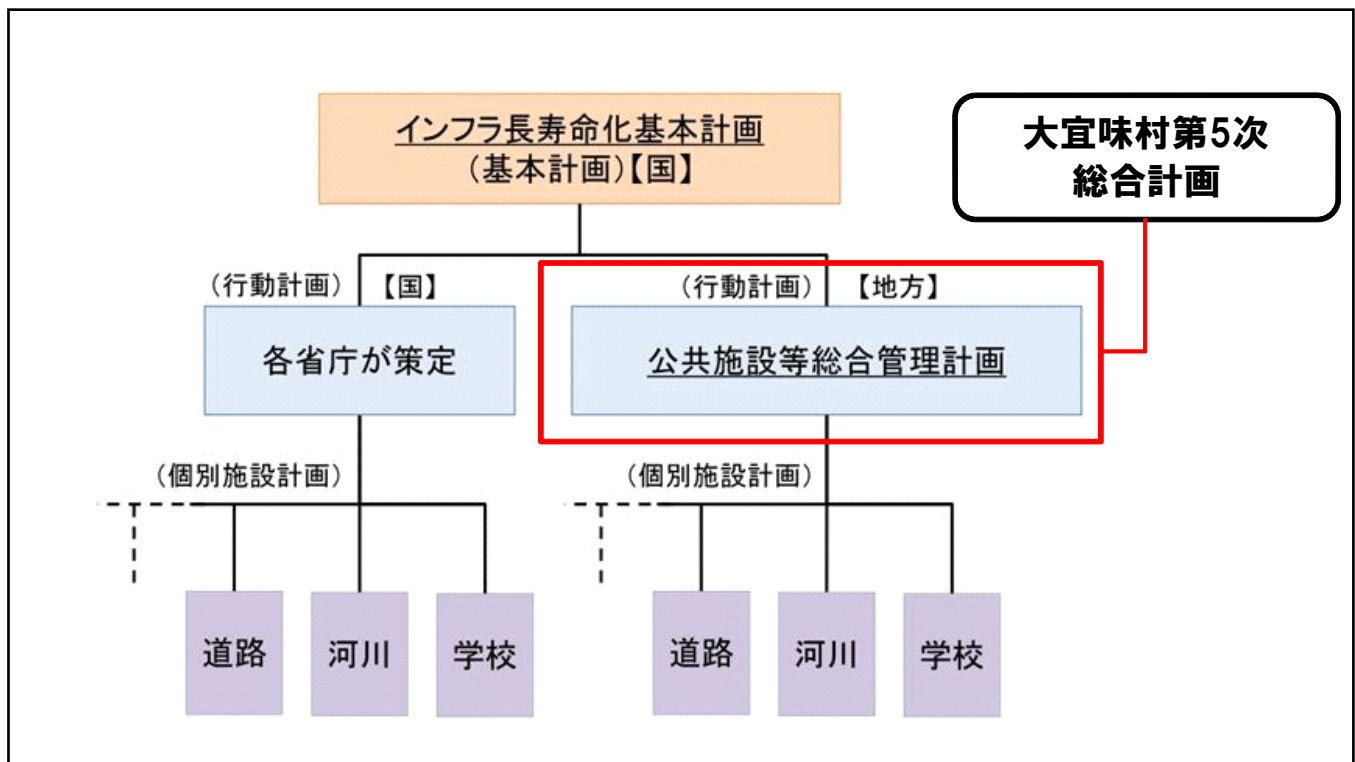
公共施設の老朽化は社会的な問題となっており、本村においても将来の公共施設等に係る建替えや改修などの更新費用が増加することが予測されます。さらに、厳しい財政状況が続く中で、今後人口減少等により、公共施設等の利用需要が低下していくことが予想されます。

これらの現状を踏まえて、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、また長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

この状況下、国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。各地方公共団体においては、こうした国の動きと歩調をあわせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画(公共施設等総合管理計画)を策定することとなりました。本村においてもその動きに合わせ本計画を策定しています。

2 公共施設等総合管理計画の位置付け

本計画は、本村の上位計画である「大宜味村第5次総合計画」を下支えする計画であり、各政策分野の中で公共施設面の取組みに対して横断的な指針を提示するものです。また、個別の施設を対象として策定されている「公営住宅長寿命化計画」、「過疎地域自立促進計画」などの計画については、公共施設等にかかる部分においては、本計画を上位計画と位置づけ、本計画の方針との整合性や計画自体の実現可能性を検証することとします。



3 計画期間

本計画は、公共施設等の寿命が数十年に及び、中長期的な視点が不可欠であることから、平成 29 年度から平成 68 年度までの 40 年間の将来推計に基づき策定しました。計画期間についても、平成 28 年度から平成 68 年度までの 40 年間の計画期間とします。また、当初の平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間の第 1 期として、以後 10 年間ごとに第 2 期～第 4 期に分け、財政状況や社会経済情勢等に応じ適宜見直しを行っていきます。



4 計画の進行管理、マネジメント

計画については、所管部署において進行管理・マネジメントを行います。10 年間の期ごとにローリングするとともに、歳入・歳出額の変動や扶助費等の増大、更新費用試算条件の変更などの場合に、適宜見直しを行います。

5 推進体制

施設の各部門を横断的に管理し、施設を効率的に維持管理する目的で、村長をトップとした全庁的な取組体制を検討していきます。現在設置している「公共施設跡地等活用方策調査検討委員会」と連携をしていきます。また、施設情報の一元管理においては、庁内の施設管理システムを活用し、関係部署との共有化を図ります。推進時には以下の内容についても取り組むこととします。

① 財政との連携

効果的、効率的なマネジメントを実施していくために財政担当課（本村では財務課）との連携を図ります。

② 村民との協働

村民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた環境整備を行います。

③ 職員の意識改革

職員一人一人が公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、意識を持って取組み村民サービスの向上のために創意工夫を実践していきます。

第四章

公共施設等の管理に関する

基本方針

1 公共施設における現状と課題

(1) 施設の老朽化

建物系施設の約3割が築30年を経過しており、築15年以上となると約7割となります。今後、施設の安全性や品質を保つために大規模な改修や更新が必要となります。

(2) 財源の不足

投資的経費は直近5か年平均で見ると歳出の約4割を占めています。今後交付税の優遇措置が段階的になくなり、歳入の減少が避けられない情勢となっております。その中で、現在の投資的経費と同程度の水準を確保できないと、財源が不足する可能性もあります。

(3) 村民ニーズの変化

本村の人口は本計画3ページに掲載した通り減少傾向にあります。「大宜味村まち・ひと・しごと創生総合戦略」27ページ（本計画5ページ）では、人口減少に歯止めをかけるとともに現時点の人口より上昇することを目指し、2060年度時点での人口を3,500人としています。その中で公共施設等の在り方についても、上位計画である「大宜味村第5次総合計画」にのっとった形での変化を進めていく必要があります。

2 全体目標

公共施設等における現状と課題、施設の改修・更新にかかる将来コスト試算の結果を踏まえ、全体目標を設定します。建物系施設（ハコモノ）とインフラ系施設（道路、橋りょう、上下水道等）に大別し、建物系施設については、新規整備を抑制すると共に、施設の複合化等により施設総量を縮減し、将来の更新費用を削減します。

なお、原則として、公共施設の統廃合については他公共施設関連計画との整合を図り、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することとします。

建物系施設（ハコモノ）

(1)新規整備は原則として行わない

- ・長寿命化、維持補修計画などを適正に行い、既存施設の有効活用を図り、新規整備は原則として行わない。
- ・新設が必要な場合は、中長期的な総量規制の範囲内で、費用対効果を考慮して行う。
- ・年少人口、老年人口比率の変化に対応した持続可能なむらづくりを推進する。

(2)施設を更新(建替)する場合は複合施設を検討する

- ・施設の統合・整理や遊休施設の活用、学校を含めた施設の複合化等によって、機能を維持しつつ、施設総量を縮減する。
- ・複合施設においては、管理・運営についても一元化・効率化する。施設の複合化により空いた土地は、活用・処分を促進する。

(3)施設総量(総床面積)を縮減する

- ・用途が重複している施設、分野（小分類）を超えて重複している機能（会議室、ホール等）については、統合・整理を検討する。
- ・稼働率の低い施設は運営改善を徹底し、なお稼働率が低い場合は、統合・整理を検討する。

(4)施設コストの維持管理、運営コストを縮減する

- ・ PPP／PFI※など、民間活力を活用し、機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを縮減する。

※PPP: Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを活用することで、効率化や公共サービスの向上を目指すものです。

PFI: Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいうものです。

(5)ゾーニング手法による見直し

- ・ 一体性の確保をまちづくりの課題とし、ゾーニング手法によって、公共施設の数、規模、機能、位置、アクセス状況等、総合的に検討する。

インフラ系施設

(1)現状の投資額(一般財源)とする

- ・ 現状の投資額(一般財源)を予算総額の範囲内で、費用対効果や経済波及効果を考慮し、新設及び改修・更新をバランスよく実施する。
- ・ 優先順位の設定等により、予算総額の縮減に合わせた投資額を設定する。

(2)ライフサイクルコストを縮減する

- ・ 長寿命化を可能な限り図るとともに、計画的、効率的な改修・更新を推進、ライフサイクルコストを縮減する。
- ・ PPP／PFIなど、民間活力を活用し、機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを縮減する。

3 公共施設等の維持管理方針

(1) 点検・診断等の実施方針

1) 点検・保守

建物は、数多くの部品、部材や設備機器などさまざまな素材が組み合わされて構成され、それらはそれぞれの目的と機能を持っています。それらの部材、設備は、使い方や環境および経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させていきます。

日常管理では、建物を維持管理するための日常の点検・保守によって、建物の劣化及び機能低下を防ぎ、建物をいつまでも美しく使うための総合的な管理運営や実際の点検・保守・整備などの業務を行います。

参考：建築・設備の日常点検項目

建 物		
構造別	小項目	点検方法等
構造体の安全について	各種荷重に対するチェック	①増改築・模様替えおよび用途変更 ②建物に隣接、接近した地下工事 ③広告塔・看板・アンテナ塔・機器および水槽など設置 ④床に重量物を置く場合 ⑤壁に開口部を設ける場合 ⑥給水管などの漏水などにより地盤沈下 ⑦化学作用により構造体に影響を与える場合 ⑧鉄骨造の構造体に溶接する場合
屋根・屋上について	①防水に対するチェック ②パラペット ③ルーフトレン・とい ④屋上柵・タラップ ⑤丸環 ⑥金属板葺き屋根 ⑦石綿スレート葺き屋根	①防水保護塗膜の点検 ②定期的清掃点検 ③定期的清掃点検 ④定期的手入れと点検 ⑤定期的手入れと点検 ⑥早めの点検補修 ⑦暴風雨前後の点検手入れ
外装仕上げについて	①吹付け塗装 ②タイル張り ③石・擬石・テラゾ ④非鉄金属仕上げ ⑤鉄部の塗装 ⑥シーリング材 ⑦ガラス	①定期的な吹付けなおし ②定期的点検 ③定期的点検 ④定期的清掃と塗り替え ⑤定期的清掃と塗り替え ⑥定期的手入れ ⑦破損点検
建具について	①アルミ製建具 ②鋼製建具 ③シャッター・防火とびら ④建具金物	①定期的点検、パッキン材取替 ②定期的清掃点検 ③定期的な点検整備 ④締めつけ調整

建 物		
構造別	小項目	点検方法等
内部仕上げについて	①石・擬石・テラゾ ②陶磁器質タイル ③モルタル・コンクリート ④弾性床材 ⑤板張り・フローリング・ブロック ⑥カーペット類 ⑦塗装 ⑧壁紙・布張り木材生地	①～⑧省略
厨房・浴室・便所など水を使用する場所について	①厨房 ②浴室 ③便所	①定期的清掃、グリストラップの内部点検 ②使用後の清掃、換気 ③拭き取り清掃
外構・その他について	①境界標石 ②排水溝・会所	①隣接地工事の際注意 ②点検清掃

建 物 設 備		
設備別	小項目	点検などの重要事項等
電気設備について	①電気主任技術者の選任 ②電気設備の法定	①建物の電気設備の契約電力が50KW以上の場合には電気主任技術者の選任が必要です。 ②非常照明設備・自動火災報知設備などは「建築基準法」「消防法」に基づく有資格者による定期点検・検査報告などが義務付けられています。
給排水衛生設備について	①消火設備 ②給排水衛生	①消火栓・スプリンクラー設備については「建築基準法」「消防法」に基づき有資格者による定期的な点検、検査報告などが義務付けられている。 ②運転維持管理について有資格者の選任や検査・点検事項・時期などについて法令で規制されることがある。
冷暖房換気設備について	冷暖房換気設備の維持管理	①ボイラー・冷凍機など法的運転資格者の選任、法的定期検査を受ける。 ②ビル管理法上の対象建物は法に定められた運転資格者の選任。 ③法に基づく換気設備・排煙設備は有資格者による定期点検検査・報告が義務付けられている。 ④冷暖房換気設備を構成する 機器は回転振動などによる摩耗、劣化などがおきるので定期点検整備が必要。
昇降機設備について	エレベーター・エスカレーターなど	①「建築基準法」により定期検査報告が義務付けられています。 ②昇降機設備は複雑な制御機構を持った精度の高い機器設備ですので維持管理は専門技術者におこなわせる。
ガス設備について		ガス漏れ検知装置、その他安全装置については定期的に専門業者の点検を受ける。
汚水浄化槽設備について	日常点検・保守	①消毒液を常にタンクに確保しておく。 ②駆動装置およびポンプ設備は、常時作動させておく。

（「建築・設備の日常点検項目」建築リニューアル支援協会（ARCA）より引用）

2) 施設の診断

①診断の実施方針

現況把握のための施設診断では、施設の安全性、耐久性、不具合性および適法性が最低限必要な診断項目となります。

- 「公共施設診断の対象となる評価項目」より、本村で必要とする品質・性能が把握できる評価項目について、簡易な診断を実施する。
- 耐震診断、劣化診断、衛生・空気質診断などなど既往の診断があるものはそのデータを利用する。
- 診断は、経年的な施設の状況を把握するため、定期的に行うことが望ましく、その記録を集積・蓄積して計画的な保全に活用する。

②施設の長寿命化と施設診断

施設の長寿命化を図るには、上記の診断項目に加えて、快適性、環境負荷性、社会性など種々の性能が要求されます。

- 「公共施設診断の対象となる評価項目」より、本村に必要な評価項目を選択し、評価方式を構築する。
- 公共施設の主要な全施設について、施設毎に評価を行い施設の課題と優先度を判断する。

公共施設診断の対象となる評価項目（FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版)より構成）

記号	評価項目	評価内容
a.	安全性	・敷地安全性(耐災害)、建物耐震・耐風・耐雪・耐雨・耐落雷安全性、防火安全性、事故防止性、防犯性、空気質・水質安全性
b.	耐久性	・建物部位(構造・外装など)の耐久性・劣化状況
c.	不具合性	・施設各部位(構造・仕上・付帯設備・建築設備)の不具合性
d.	快適性	・施設快適性(室内環境・設備)、立地利便性
e.	環境負荷性	・施設の環境負荷性(省エネ、有害物質除去など)
f.	社会性	・地域のまちづくりとの調和、ユニバーサルデザイン(バリアフリー化)
g.	耐用性	・経過年数と耐用年数、変化に対する追従性、計画的な保全・大規模改修
h.	保全性	・維持容易性、運営容易性、定期検査の履行
i.	適法性	・建築法規、消防法、条例
j.	情報管理の妥当性	・情報収集、情報管理、情報利活用
k.	体制・組織の妥当性	・統括管理体制、管理体制、トップマネジメントへの直属性
l.	顧客満足度	・顧客満足度、職員満足度
m.	施設充足率	・地域別施設数量の適正性、用途別施設数量適正性、余剰スペース
n.	供給水準の適正性	・供給数量適正性(敷地面積、建物面積など)
o.	施設利用度	・施設利用率、空室率
p.	点検・保守・改修コストの適正性	・点検・保守費、清掃費、警備費、改修費・大規模改修費、更新費
q.	運用コストの適正性・平準化	・運用費、水道光熱費
r.	ライフサイクルコストの適正性	・ライフサイクルコスト

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

1) 維持管理・修繕の実施方針

建物を使用するには、設備機器の運転や清掃、警備保安が必要です。その中でも機器の運転は、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整が欠かせません。修繕や小規模改修に対しては、公共団体が役割の分担を決めて速やかな対応ができる体制を構築します。

- ・清掃は建物の環境を常に衛生的な状態に維持し、快適性を高める。

- ・廃棄物処理については、事業系の一般廃棄物について軽減策を立案し実践する。
- ・維持管理および修繕を自主的に管理し、計画的・効率的に行うことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストを縮減する。

2) 更新・改修の実施方針

計画的な保全では、不具合が発生したそのつど対応する事後保全ではなく、実行計画を策定し実施していくことが重要です。施設の経年変化には、法規の改正による既存不適格の発生も含まれるので、適法性の管理が必要となります。

適法性の主な管理項目

適 法 性 管 理	関連法規 適法性	建物に関する法令	建築基準法、耐震改修促進法、品確法、学校保険法、医療法、児童福祉法、駐車場法、文化財保護法、建築物管理法、労働安全衛生法
		消防に関する法令	消防法
		条例に関する法令	条例
		環境に関する法令	廃棄物処理法、グリーン購入法、省エネルギー法、公害防止法
		不動産に関する法令	不動産登記法、宅地建物取引業法、借地借家法
	定期検査 の履行	建物定期検査	消防用設備等点検、昇降機定期検査、水質・水道施設の検査、空気質検査、特殊建築物の定期検査、
		建築設備定期検査	建築設備の定期検査、ガス消費機器の調査、電気工作物の調査、自家用電気工作物の点検

建物を更新しないで長期にわたって有効に活用するためには、建築の基本性能を、利用目的に合致した最適な状態に維持あるいは向上することが必要となります。そのため、インフィル（建物の間取りや内装、設備等）を適切なタイミングで簡易に診断し、計画的に保全していくことが不可欠であり、総合管理計画の中の具体的な計画となる長期修繕計画の策定、それまでの間に定期的な見直しを行う中期修繕・改修計画の展開が重要となります。

また公共施設が更新される理由には、施設の耐久性、不具合性、施設の規模(広さ・高さ)、使いやすさ、及び陳腐化の他に、施設に求められる様々な性能面および法規対応において要求水準を満たすことができない場合があるので、更新の際には種々の診断を行って更新の理由を明確にする必要があります。

更新する場合は、むらづくりとの整合性を保ち公共施設のコンパクト化や効率化の観点から、土地や建物について、単独更新以外の統合や複合化について検討を行います。したがって更新・改修の方針については、統合や廃止の推進方針と整合性を図る必要があります。

(3) 安全確保の実施方針

公共施設における安全確保は、利用者の安全を確保し、資産や情報の保全を目的とした要件です。また万一の事故・事件・災害に遭遇したときに損害を最小限にとどめ俊敏に復旧する体制を、平時から整えるための備えは、施設管理者にとって最も重要なことです。

次の表は施設の安全性および耐久性の観点から、それに係る安全確保の項目を抽出したのですが、高い危険性が認められる項目としては、敷地安全性、建物安全性、火災安全性、生活環境安全性、構造および外部仕上が挙げられます。

施設の安全確保に係る項目（FM評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版)）

評価項目			内容		
大項目	中項目	小項目			
安全性	敷地 安全性	自然災害回避性	地震災害	・液化化・活断層・有・無	
			土砂災害	・警戒区域・特別警戒区域・有・無	
			浸水災害	・水害危険区域・津波高潮浸水区域・有・無	
		敷地安全対応策		地盤安定性	・地盤沈下・地盤崩壊・湿潤地域の有・無
				緊急自動車接近	・道路幅
				地盤調査結果	・軟弱地盤・盛土・埋立地・有・無
				危険物の種類	・消防法危険物(1類・2類・3類)・有・無
				保安距離	・危険物から50m以内、200m以内
		建物安 全性	構造安全性	基礎の安全性	・基礎の安全要件の満足度
	常時床荷重			・許容積載荷重・超過	
	耐震安全性			建設年	・1981年6月以前
				耐震診断	・ I_s 値>0.6 /0.6> I_s 値>0.3 /0.3> I_s 値
				耐震補強	・要・不要
				耐震等級	・等級
	耐風安全性		耐風等級	・等級	
	対水安全性		浸水対策	・浸水に対する安全要件の満足度	
	対落雷安全		避雷針	・落雷に対する安全要件の満足度	
	火災安 全性		耐火安全性	延焼防止	・外壁・屋根の防火性能
		避難安全性	避難路確保	・避難路確保	
		消火安全性	消火活動・経路確保	・非常用侵入口・窓先空地・防火設備・防火用水確保	
	生活環 境安全 性	空気質安全 性	空気質測定	・有・無・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況	
			空気質安全性の確保	・ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン放散速	
		水質安全 性	水質検査	・有・無	
			水質安全性の確保	・水質安全性の確保に対する安全要件の満足度	
		傷害・損傷防 止性	転倒・転落防止性	・転倒・転落防止に対する安全要件の満足度	
			落下物防止性	・落下物防止に対する安全要件の満足度	
			危険物の危険防止性	・危険物の危険防止に対する安全要件の満足度	
		有害物質排 除性	アスベスト排除	・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況(年代・部位)	
			PCB排除	・トランス・蛍光灯・シーリングからPCB排除状況(年代・部位)	
			フロン・ハロン対策	・冷媒・断熱材からフロン、消火剤からハロン排除状況	
			CCA対策	・木造土台のCCA・有無	
	公害防止 性	日照・通風障害防止性	・日照・通風障害防止要件の満足度		
		風害防止性	・風害防止要件の満足度		
電波障害性防止性		・電波障害性防止要件の満足度			
騒音・振動・悪臭防止性		・音・振動・悪臭防止要件の満足度			
障害防止性		・排気・排熱・排水障害防止要件の満足度			
外構の維持保全	・外構の維持保全要件の満足度				

評価項目			内容	
大項目	中項目	小項目		
耐用性	耐久性	耐用年数	経過年数	・経過年数の%
			耐用年数(償却)	・法的耐用年数
		耐久性	構造材耐久性	・構造耐用年数(60年)と築年の差
			外壁・屋根耐久性	・外壁・屋根耐用年数(40年)と改修年の差
	付属設備耐久性		・設備耐用年数(20年)と改修年の差	
	不具合 現況	構造不具合	基礎・躯体	・沈下、亀裂、欠損の状況
			土台	・腐れ、欠損の状況
			柱、梁、壁、床など	・亀裂、脱落、腐食、欠損、肌別れ、ゆるみの状況
		外部仕上 不具合	屋根	・排水良否、雑草有無、屋上防水層ふくれの状況
			外壁	・剥落、落下、ひび割れの状況
			窓枠、サッシ、ガラス	・腐朽、ゆるみ、落下、パテ・シーリングの状況
		内部仕上 不具合	天井	・たるみ、はずれ、亀裂、肌別れ、剥落、落下・有・無
			内壁	・割れ、剥がれ、変色・有・無
			床	・割れ、剥がれ、変色・有・無
		付帯設備 不具合	煙突、屋外階段	・傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金物の緊結状況
			広告塔、吊り看板、他	・浮き上がり、腐食、ゆるみの状況
		建築設備 不具合	電気設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			給排水衛生設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
空調換気設備機器本体			・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況	
搬送設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況			
その他設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況			

- ・本村では、この中から高度な危険性が認められる項目を絞り込み評価します。
- ・危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。(ただし総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討する場合もある。)
- ・点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用見込みのない公共施設等については、順次取壊しを行います。

(4) 長寿命化の実施方針

1) 総合的かつ計画的な管理

診断と改善に重点を置いた総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。総合的かつ計画的な管理とは、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理を計画的にきめ細かく行い、公共施設等を健康な状況に保ち、更に定期的に施設診断を行い、小規模改修工事を行って不具合箇所を是正することです。

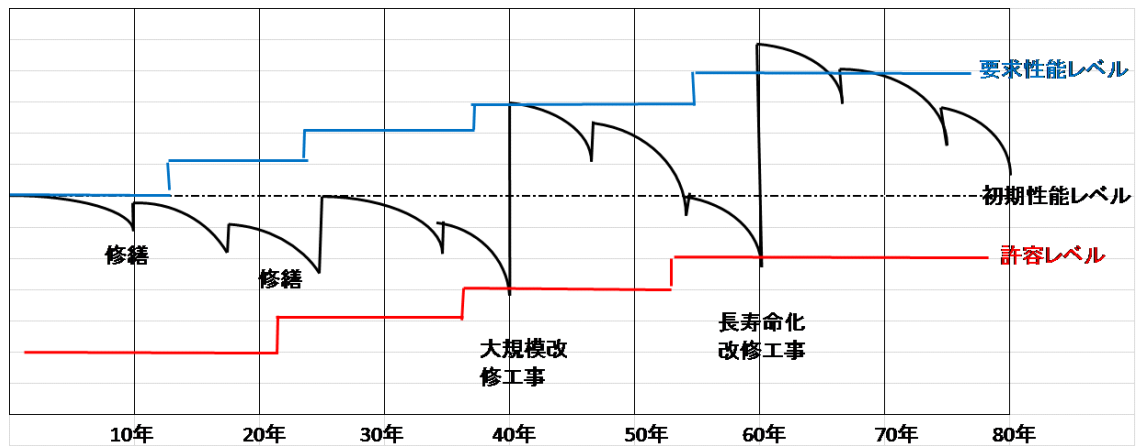
2) 計画的な保全、長寿命化計画

施設は建設から40年くらいまでは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができます。しかし、建設後40年程度経過すると点検・保守による修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。要求性能レベルは通常時間が経つにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれます。

さらに施設の寿命を延ばすには、長寿命改修工事が必要となります。

本村の公共施設では、建替周期は大規模改修工事を経て60年とし、その時点で診断を行い更に使用が可能であれば長寿命改修工事を行って80年まで長期使用しコストを削減することも検討します。

長寿命化における経過年数と機能・性能



なお、橋りょう、公営住宅においては長寿命化計画を策定し、それぞれの計画より、ライフサイクルコストなどを低減することとしています。その他の公共施設等においても、個別の長寿命化計画を策定し、推進します。

第五章

施設類型ごとの基本方針

施設類型ごとの基本方針

建物系施設における施設類型は、総務省により提示されている分類を参考とし、本村建物系施設を下表の通り分類しています。施設類型ごとの管理等に関する基本的な方針について、施設の現状を踏まえ整理します。

また、インフラ施設についても、管理等に関する基本的な方針について整理します。

大分類	施設数	総延床面積 (㎡)
村民文化系施設	2	1,300.78
保健・福祉施設	1	152.37
スポーツ・レクリエーション系施設	2	889.10
産業系施設	4	8,628.87
学校教育系施設	7	22,862.00
子育て支援施設	3	964.00
医療施設	2	764.32
行政系施設	4	2,234.05
公営住宅	12	11,918.70
公園	1	12.51
供給処理施設	23	1,467.55
その他	6	550.10

村民文化系施設

施設一覧表・現状

全部で2施設存在します。

施設名称	延床面積 [㎡]	建築年度 [年]	経過年数 [年]	経過年数			
				10年 以上	20年 以上	30年 以上	40年 以上
喜如嘉公民館	525.80	1983	33				
芭蕉布会館	774.98	1985	31				

基本方針

村民文化系施設は、住民が集う場所であることから、安心・安全に利用できる状態を維持していくことが大切です。そのため、利用者の安全に関わる施設の不具合には、迅速に対応できる管理体制の維持に努めます。

公民館については、「大宜味村立公民館の設置及び管理に関する条例」等に基づき、管理受託者と協議を行い大規模改修・更新を計画していきます。

芭蕉布会館は、毎年度一定数以上の利用があり、本村の代表的な織物である芭蕉布を伝えていくうえでも維持していくことが大切です。そのため、利用者の安全に関わる施設の不具合には、迅速に対応できる管理体制の維持に努めます。

また、施設の大規模改修や更新については、村の一般財源のみでの対応には限界があることから、国や県の補助メニュー等の活用を検討します。

スポーツ・
レクリエーション系施設

施設一覧表・現状

全部で2施設存在します。

施設名称	延床面積 [㎡]	建築年度 [年]	経過年数 [年]	経過年数			
				10年 以上	20年 以上	30年 以上	40年 以上
石山展望台	53.10	1993	23				
大宜味村垣門展望台	836.00	2004	12				

基本方針

スポーツ・レクリエーション系施設については、毎年度一定数以上の利用があり、利用者の安全に関わる施設の不具合には、迅速に対応できる管理体制の維持に努めます。

今後は、計画的な維持・修繕による施設の長寿命化を図っていくとともに、将来的な大規模改修・更新を計画していきます。

産業系施設

施設一覧表・現状

全部で4施設存在します。

施設名称	延床面積 [㎡]	建築年度 [年]	経過年数 [年]	経過年数			
				10年 以上	20年 以上	30年 以上	40年 以上
農村環境改善センター	1196.00	1980	36				
大宜味村農村活性化センター	1034.93	1999	17				
特産品(シークワサー)加工施設	786.00	2004	12				
大宜味村企業支援賃貸工場	5611.94	2013	3				

基本方針

産業系施設については、利用者の多少はありますが利用されている状況にあるため、利用者の安全に関わる施設の不具合には、迅速に対応できる管理体制の維持に努めます。

大宜味村企業支援賃貸工場は、村内雇用の促進に必要な施設であるため、計画的かつ効果的な維持管理を行い、品質確保を目指します。

学校教育系施設

施設一覧表・現状

全部で7施設存在します。

施設名称	延床面積 [㎡]	建築年度 [年]	経過年数 [年]	経過年数			
				10年 以上	20年 以上	30年 以上	40年 以上
旧大宜味中学校	3738.00	1981	35				
旧津波小学校	2599.00	1984	32				
学校給食共同調理場	225.00	1995	21				
旧喜如嘉小学校	2742.00	1996	20				
旧大宜味小学校	2608.00	1998	18				
旧塩屋小学校	2695.00	1999	17				
大宜味小・中学校	8255.00	2015	1				

基本方針

4 小学校の統合並びに中学校の移転実施により、大宜味小・中学校の新設を行っています。これにより当面は大規模改修の検討は必要なくなりましたが、計画的かつ効果的な維持管理を行っていきます。また、設備における省エネ対策や、清掃などの施設管理費のコストダウンの方法を検討し、長期的なライフサイクルコストの縮減を図ります。

旧小学校・中学校跡地については、今後の利活用を「大宜味村立学校跡地活用基本方針」にて検討していきます。利活用方針が決定するまでの間は、維持管理は必要最小限で行うものとします。

学校給食共同調理場は、老朽化状況を適宜確認の上、大規模改修・更新を計画していきます。

子育て支援施設

施設一覧表・現状

全部で3施設存在します。

施設名称	延床面積 [㎡]	建築年度 [年]	経過年数 [年]	経過年数			
				10年 以上	20年 以上	30年 以上	40年 以上
塩屋保育所	360.00	1977	39				
喜如嘉保育所	373.00	1980	36				
大宜味幼稚園	231.00	1988	28				

基本方針

子育て支援施設については、「大宜味村子ども・子育て 支援事業計画」と連動させ、認定こども園への移行等も検討していきます。

維持管理については、利用者の安全面を最優先し、遊具の安全点検とそれに伴う修繕等を計画的に行う。

また、施設の大規模改修や更新については、国や県の補助メニュー等の活用を検討します。

保健・福祉施設

施設一覧表・現状

全部で 1 施設存在します。

施設名称	延床面積 [㎡]	建築年度 [年]	経過年数 [年]	経過年数			
				10年 以上	20年 以上	30年 以上	40年 以上
大宜味村包括支援センター	152.37	1973	43				

基本方針

地域包括支援センターについては、職員及び管理受託者による定期点検・報告等により、施設の状況を把握し、維持補修を行っていますが、建物の老朽化等もあるため、今後は「大宜味村第5次総合計画」を基に、施設の更新・他福祉施設との複合化など、中長期的な経費の縮減も考慮し、検討していきます。

医療施設

施設一覧表・現状

全部で2施設存在します。

施設名称	延床面積 [㎡]	建築年度 [年]	経過年数 [年]	経過年数			
				10年 以上	20年 以上	30年 以上	40年 以上
村立歯科診療所	301.54	1993	23				
村立診療所	462.78	2010	6				

基本方針

医療施設は、村民の健康づくり、地域住民生活の安定、地域活性化など様々な効果等も見込まれることから引き続き支援していく必要があります。そのため、利用者の安全に関わる施設の不具合には、迅速に対応できる管理体制の維持に努めます。

また、施設の大規模改修や更新については、国や県の補助メニュー等の活用を検討します。

行政系施設

施設一覧表・現状

全部で3施設存在します。

施設名称	延床面積 [㎡]	建築年度 [年]	経過年数 [年]	経過年数			
				10年 以上	20年 以上	30年 以上	40年 以上
大宜味村役場旧庁舎	197.04	1925	91				
大宜味村役場	1624.19	1972	44				
役場会議室	331.28	1983	33				

基本方針

大宜味村役場庁舎は、建物全体的に老朽化が進んでいる。また、職員の行政事務スペースや村民からの問合せに対応するスペースについても十分に確保できない状況にあります。そのため、結の浜への新築移転及び学校跡地への庁舎移転を検討していきます。移転が実施されるまでは、利用者の安全に関わる施設の不具合には、迅速に対応できる管理体制の維持に努めます。

大宜味村役場旧庁舎については、国の重要文化財（建造物）に指定されたこと受け、その利用に合わせた適切な維持管理を行っていきます。

公営住宅

施設一覧表・現状

全部で12施設存在します。

施設名称	延床面積 [㎡]	建築年度 [年]	経過年数 [年]	経過年数			
				10年 以上	20年 以上	30年 以上	40年 以上
短期住宅	140.38	1972	44				
村営宮城団地	1265.00	1981	35				
村営屋古団地	1290.00	1983	33				
村営渡海団地	1935.00	1984	32				
村営饒波団地	725.00	1991	25				
村営大宜味団地	1247.70	1995	21				
村営塩屋団地	478.14	1999	17				
村営田嘉里団地	776.20	2000	16				
村営田嘉里第2団地	768.00	2007	9				
村営喜如嘉団地	837.98	2007	9				
村営マーランガー団地	845.42	2009	7				
村営結の浜団地	1609.88	2010	6				

基本方針

公営住宅については、「公営住宅長寿命化計画」に基づき、経年劣化解消やバリアフリー促進などの観点から、築年数や現況を踏まえ、建替えやリフォームの検討を行い、計画的な維持管理を行っていきます。

また、短期住宅については、職員及び管理受託者による定期的な点検、報告により、建物の築年数や現況を把握し維持修繕を行っていますが、老朽化が著しいため、今後は居住者との協議を行い、取壊しを含めた検討を行っていきます。

公園

施設一覧表・現状

全部で1施設（大規模な建物・遊具を有するもの）存在します。

施設名称	延床面積 [㎡]	建築年度 [年]	経過年数 [年]	経過年数			
				10年 以上	20年 以上	30年 以上	40年 以上
結の浜公園	12.51	2014	2				

基本方針

公園施設には不特定多数の利用者が訪れます。利用者のニーズを反映しながら、より安全で安心な整備と維持管理が必要であるとなります。そのため定期的に劣化点検や施設点検を実施し、適切な修繕・更新等を行っていきます。

供給処理施設

施設一覧表・現状

全部で 23 施設存在します。

施設名称	延床面積 [㎡]	建築年度 [年]	経過年数 [年]	経過年数			
				10年 以上	20年 以上	30年 以上	40年 以上
津波配水池	72.00	1982	34				
上原配水池	114.20	1985	31				
江洲増圧ポンプ場	40.90	1986	30				
江洲配水池	16.00	1986	30				
喜納増圧ポンプ場	22.76	1986	30				
塩屋・上原配水池	4.00	1987	29				
謝名城配水池	46.20	1987	29				
押川第1配水池	6.77	1992	24				
津波浄水場	188.10	1993	23				
押川第2増圧ポンプ場	48.39	1993	23				
押川第2配水池	18.11	1993	23				
宇呂調圧水槽	5.44	1993	23				
江洲高架配水池	154.80	1996	20				
潟原高架配水池	69.12	1998	18				
津波増圧ポンプ場	90.00	2000	16				

施設名称	延床面積 [㎡]	建築年度 [年]	経過年数 [年]	経過年数			
				10年 以上	20年 以上	30年 以上	40年 以上
上原増圧ポンプ場	42.06	2004	12				
謝名城増圧ポンプ場	34.06	2004	12				
押川第1増圧ポンプ場	58.61	2004	12				
潟原増圧ポンプ場	33.73	2004	12				
喜納配水池	46.20	2004	12				
上原高地区配水池	39.57	2007	9				
塩屋配水池	116.83	2008	8				
大宜味浄化センター	199.70	2010	6				

基本方針

供給処理施設は、村民生活に必要な施設であるため、計画的かつ効果的な維持管理を行い、品質確保を目指します。

施設の更新、運営については、省エネ対策等の導入を検討し、施設の長寿命化や維持補修費の削減を検討していきます。

その他

施設一覧表・現状

全部で6施設存在します。

施設名称	延床面積 [㎡]	建築年度 [年]	経過年数 [年]	経過年数			
				10年 以上	20年 以上	30年 以上	40年 以上
押川公衆トイレ	13.55	1993	23				
大宜味村火葬場	293.00	1997	19				
塩屋橋公衆便所	29.44	1999	17				
村立診療所付帯施設	80.48	2012	4				
塩屋漁港	94.05	2012	4				
平南川夕一滝駐車場	39.58	2015	1				

基本方針

その他の施設においては、それぞれの施設によって状況が異なることから、施設の老朽化状況を把握し、個別に維持・修繕、更新を計画していきます。

インフラ施設

施設一覧表・現状

道路・橋りょう	◇村道	総延長	約 78km
	◇橋りょう	47 橋	(総延長 約 1.17km)
上下水道施設	◇上水道管	総延長	約 116km
	◇上水道管 (工業用)	総延長	約 2km
	◇下水道管	総延長	約 3km

基本方針

村道・橋梁

村道については、職員による日常点検や地域住民からの情報提供により、劣化や損傷を把握しています。生活道路の整備や維持管理については、住民の安全・安心に直結することから、緊急性や利用状況等を踏まえながら整備路線の選定や計画的な修繕を行い、更新費用の平準化を図ります。

橋梁については、近年国内外において老朽化を原因とする重大な損傷が発生しており、維持管理の重要性が求められています。本村が管理する道路橋の維持管理費用をできるだけ抑制するため、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、修繕の必要な箇所を早期に発見し対処していくという予防保全型管理に取組みます。

上下水道

上水道（簡易水道）・下水道は、水質保全や公衆衛生の向上、浸水被害の防除を目的とした重要な都市基盤であることから、より効果的な水道管の整備を計画的に推進します。今後、水道施設の老朽化が懸念されることから長寿命化対策や計画的な更新を行うことで、費用の標準化を図ります。

第六章

今後の取組み

全体を通しての課題と取組みの方向性

(1) 施設の保有数量についての課題

本村の施設保有量は、全体で約 **51,744 m²**あります。

これを村民一人あたりに換算すると、一人当たり約 **16.90 m²/人**（平成27年国勢調査 確定値 3,060人で算出）となります。

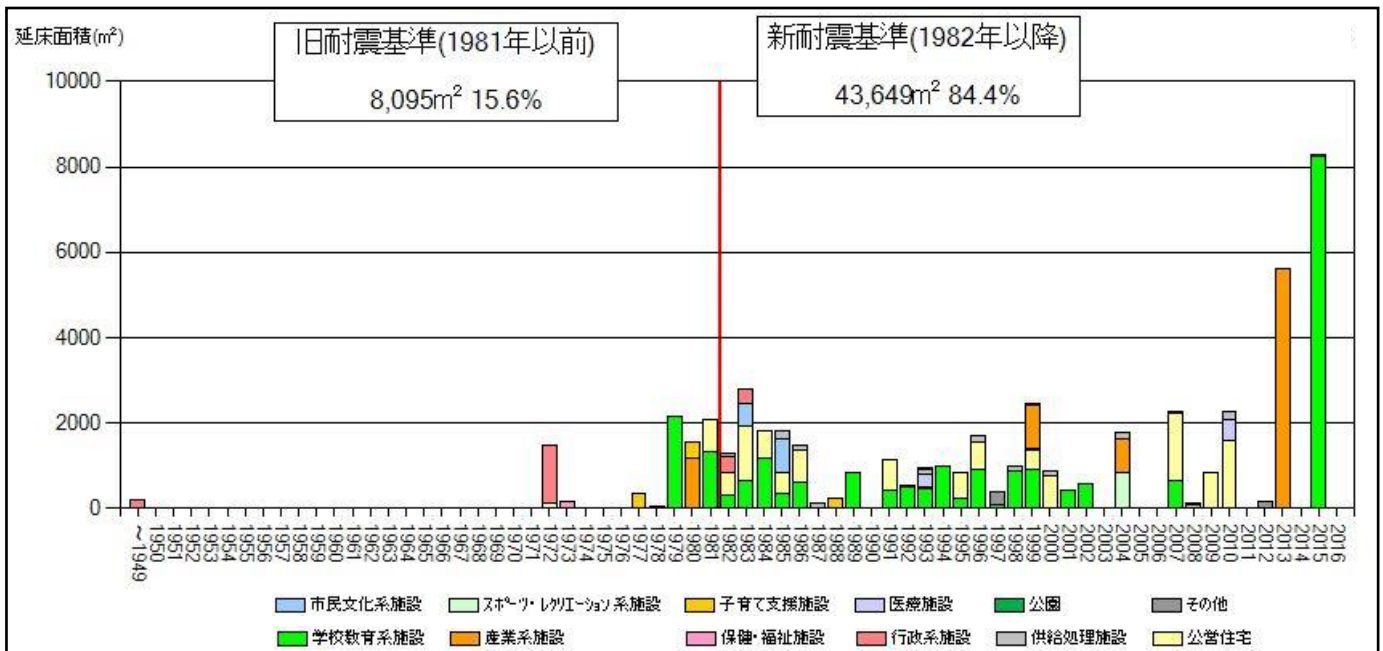
全国平均値は **3.22 m²/人**となっていますので、全国平均と比べて約5倍近い面積を保有していることとなります。※公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果 平成24年3月 総務省自治財政局財務調査課 より

施設を多く保有しているということは、それだけの維持管理コストがかかっているということであり、今後の人口推移やむらづくりの方針なども含めて、総合的に施設の在り方を考えていかなければなりません。「選択と集中」によって本当に必要な施設、サービスに特化し、限られた行政資源の効果的・効率的な投入が実行できるよう目指していきます。

(2) 施設の老朽化についての課題

建物については、一般的に建築後 30 年が老朽化判定のひとつの目安となっています。本村の施設における、建築後 30 年以上経過している施設の割合は約 3 割となっています。該当する施設については、今後の方針の検討を行う必要があります。また、その他の施設については、改修の必要性、耐震化・長寿命化等の対応などの対策とそれにかかる経費と、その費用が発生するタイミングを把握する必要があります。

下図は 14 ページのグラフの再掲です。



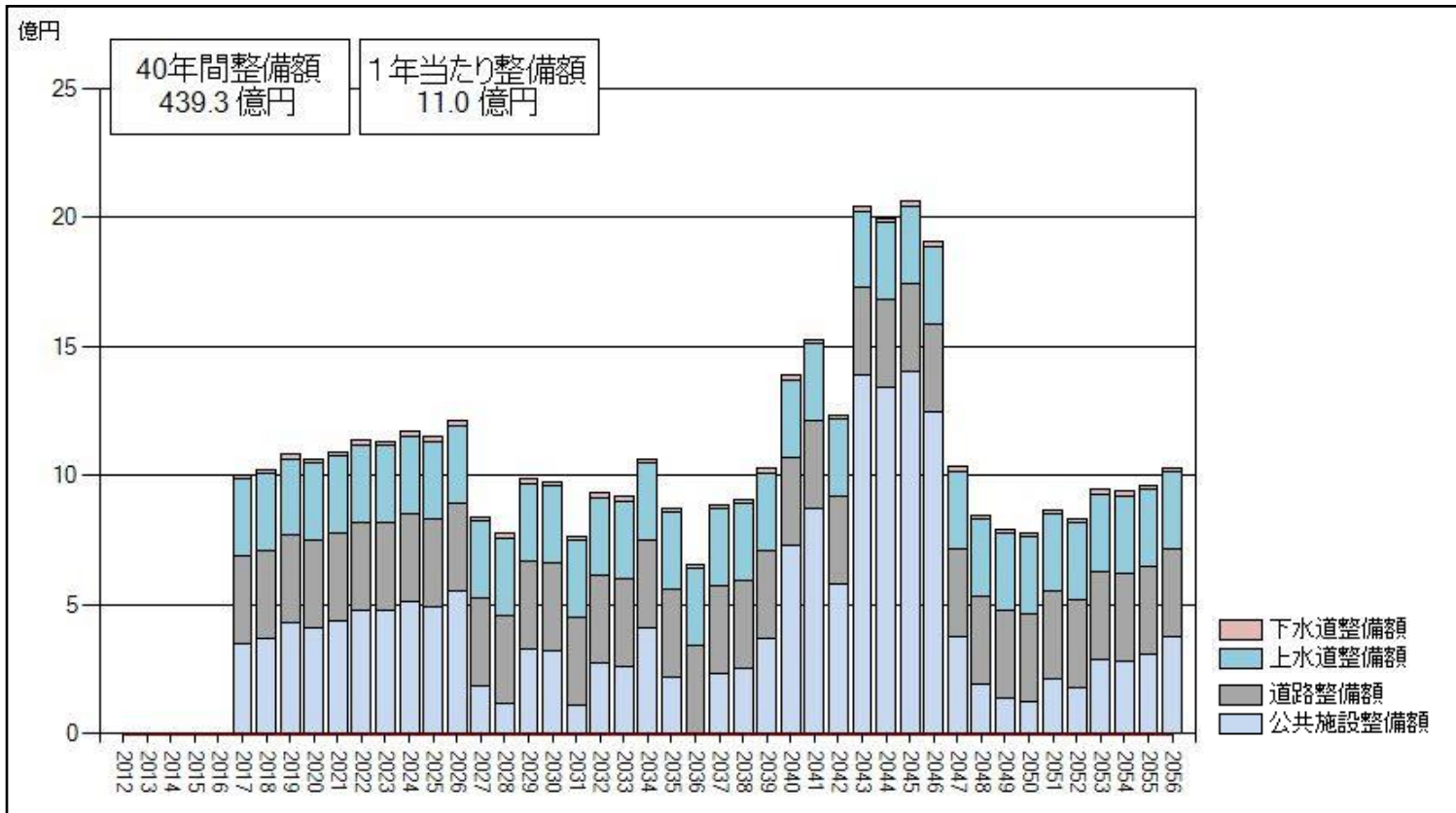
(3) 財政面での課題

第二章でも述べました通り、現在保有する公共施設等すべて維持していくには、今後40年間で約**440億円**の費用を要し、40年で平均をとると、毎年約**11億円**かかる試算となりました。現在の歳入規模が維持できれば、更新費用の財源も確保することができますが、地方交付税が段階的に削減される見込みとなっていますので、歳入は確実に減少します。

さらに、少子高齢化等に起因する歳出の増加も、投資的経費の財源の確保を難しくする要因となります。このように、収入の減少と支出の増加が同時に進行する状況下で、行政サービスの質を大きく落とすことなく提供していくためには、様々な分野での支出の抑制に取り組む必要があります。

施設は維持するコストがかかります。必要な支出とそうでないものとを判断し、選択と集中を進めていくためにも、情報の収集と分析を行うことが重要です。

下図は16ページのグラフの再掲です。



(4) 今後の取組みの方向性

今後、本村の施設の最適なあり方を検討していくにあたって、取りうる手段としては、以下のようなものがあげられます。以下の分類に整理をし、優先順位づけを行うための判断基準を策定していきます。

①廃止

利用されていない施設、不要な施設・危険施設は機能を停止し、取り壊しを行う。総量の圧縮、維持管理コスト削減につながる。

②統合

同一用途の複数の施設を1か所の施設に統合する。総量の圧縮、集中によりサービス向上、維持管理コスト削減につながる。

③複合化

異なる機能を一施設に複合する。総量の圧縮、利便性向上、サービスの向上、維持管理コスト削減につながる。庁舎と公民館と図書館などの複合化の例が最近は多くみられる。

④規模縮小

一部取り壊しや建て替え時に規模を縮小して総量を圧縮する。

⑤長寿命化・改修

施設の機能性や耐久性を高めるための措工事を行う。ライフサイクルコストの削減、利便性の向上につながる。

⑥用途変更

利用度の低い施設は、ニーズにあった利用に変更して有効活用をはかる。

⑦賃貸

未利用施設は、貸付けるなどして利活用をはかる。

⑧指定管理

施設の管理運営を民間のノウハウを活用して、サービス向上、利用者増をはかる。

⑨民営化

施設の管理運営を民間のノウハウを活用して、サービス向上、利用者増をはかる。

⑩売却

未利用施設は、売却するなどして利活用をはかる。

(5) 今後の取組み

今後、本村では、村民の皆様の意見を取り入れながら、具体的な検討をしていきます。

施設の維持・修繕・更新統廃合などの基本方針を定め、それをもとに個別施設の管理計画、保全計画等を策定するよう取り組んでまいります。

保有する施設を有効活用し、計画的な保全・更新等に取り組むことにより、行政サービスの質を高めるよう取組みを実施していきます。

平成 29 年 3 月発行

発行・編集：大宜味村役場・会計課

〒905-1392

沖縄県大宜味村字大兼久 157 番地

TEL：(0980) 44-3001

E-mail：info@vill.ogimi.okinawa.jp